

令和2年第1回議会臨時会会議結果

| | | |
|----|-----------|---------------|
| 1 | 定例会・臨時会の別 | 第1回臨時会 |
| 2 | 開会 | 令和2年1月17日 |
| 3 | 閉会 | 令和2年1月17日 |
| 4 | 会期 | 1日（うち会期延長日なし） |
| 5 | 議員の出席 | 出席10名 欠席1名 |
| 6 | 議案件数 | 1件（うち議員提出 0件） |
| 7 | 議決の状況 | (1)原案可決 1件 |
| 8 | その他 | 傍聴者 3名 |
| 9 | 会議録の写し | 別紙のとおり添付 |
| 10 | 議案書の写し | 別紙のとおり添付 |

令和2年 第1回南幌町議会臨時会 会議録

令和2年1月17日(金)
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 内 田 恵 子 | 2番 | 佐 藤 妙 子 |
| 3番 | 熊 木 恵 子 | 4番 | 西 股 裕 司 |
| 5番 | 志賀浦 学 | 6番 | 本 間 秀 正 |
| 7番 | 石 川 康 弘 | 8番 | 菅 原 文 子 |
| 9番 | 川 幡 宗 宏 | 11番 | 側 瀬 敏 彦 |

2. 欠席議員

10番 木 村 修 治

3. 会議録署名議員

6番 本 間 秀 正 8番 菅 原 文 子

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 山 内 貢 事務局主査 光 永 晋

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 三 好 富士夫 教 育 長 小笠原 正 和
監 査 委 員 角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

| | | | |
|-----------|---------|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 大 崎 貞 二 | 総 務 課 長 | 小 林 史 典 |
| まちづくり課長 | 藤 木 雅 彦 | 住 民 課 長 | 笠 原 大 介 |
| 税務課長兼出納室長 | 松 田 秀 則 | 保 健 福 祉 課 長 | 佐 藤 由 美 子 |
| 産業振興課長 | 黒 島 滋 規 | 都 市 整 備 課 長 | 尾 暮 靖 志 |
| 病院事務長 | 原 田 光 一 | | |

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 浅 野 茂

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長) 小 林 史 典

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長) 小 林 史 典

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和2年第1回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。木村議員につきましては欠席の届けが出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

6番 本間 秀正議員、8番 菅原 文子議員。以上御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会議は1月17日、本日1日限りといたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は1月17日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和元年11月分の例月出納検査結果の報告がありました。その報告につきましては、お手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第1号 財産の処分についてを議題といたします。理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第1号 財産の処分につきましては、南幌工業団地工業用地の一部を分譲するため本案を提案するものです。詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第1号財産の処分について、御説明申し上げます。次ページをごらんください。

1 処分の目的、南幌工業団地工業用地分譲、2 処分する財産、別途配布しております南幌工業団地地区画図をごらんいただきたいと思います。太枠区分が分譲予定地で、所在地は空知郡南幌町759番地58、地目は宅地、面積は5,602.60平方メートルでございます。3 処分の方法、随意契約によるものとし、本件につきましては今月15日に仮契約を行い、本議案議決後の2月10日、本契約の運びとなっております。4 処分予定価格は2,400万円。契約の相手方は、農業林業用機械の輸入、卸売及び修理業を行っております、紋別市渚滑町7丁目319番地6、ナカザワアグリマシーン株式会社、代表取締役社長は山田 俊作ダニエル氏でございます。事業の予定は、道央エリアにおいて海外メーカーの農業・林業用機械の卸売及び修理事業を行うこととなっております。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第1号 財産の処分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまを持って閉会したいと思います。御異議ありませんか。(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前 9時35分)